

評議員・理事・監事の報酬の支給基準

第1条

この基準は、公益財団法人岩手労働基準協会（以下「協会」という。）定款第17条、第26条により、評議員、理事、監事の報酬の支給基準を明らかにするため規定する。

第2条

評議員が、評議員会に出席した場合は、1日10,000円を支給する。

第3条

理事が、理事会、業務執行理事会、評議員会に出席した場合は、1日、10,000円を支給する。

ただし、当協会の職員を兼ねる理事には支給しない。

第4条

監事が、理事会、評議員会に出席した場合及び監査を実施した場合は、1日、10,000円を支給する。

第5条

報酬は、理事会、業務執行理事会、評議員会、監査に出席の都度、現金にて支給する。

第6条

この基準は、評議員会の決議がなければ改訂することができない。

附則 この基準は、平成25年6月19日から施行する。